

中国出願の請求項における「基本（ほぼ）」、「大約（約）」等の表現について

中国専利局の電気分野の関連部門と中華全国専利代理人協会との業務交流会で、中国出願の請求項において、「約（約）」、「接近（近い）」、「等（など）」、「或類似物（又は類似物）」等に類する表現がある場合について、共通の認識に至った。

中国の審査指南第二部分第二章の規定によれば、一般に、請求項においては「約（約）」、「接近（近い）」、「等（など）」、「或類似物（又は類似物）」等に類する用語を用いてはならない。通常、これらの用語は請求項を不明瞭にするからである。しかしながら、請求項においてこれらの表現を絶対に用いてはならないというのではなく、請求項においてこのような用語が用いられた場合、審査官は具体的な情況に基づき、当該用語の使用により請求項が不明瞭になっているかどうかを判断しなければならず、請求項が不明瞭でなければ、その使用は認められる。

実際の審査実務において、このような表現に対し、審査官はある程度の合理的な疑問を抱くことができる。このような表現を認めるか否かは、実際の案件の情况及び当業者の技術方案に対する理解度によって決まる。